

長崎市電子入札運用基準

平成 22 年 4 月 1 日 施行

令和 8 年 4 月 1 日 最終改正

長崎市

目 次

1. 総則	
1-1 趣旨	1
1-2 用語の定義	1
1-3 対象入札案件	1
1-4 電子入札実施の考え方	1
2. 入札参加者の利用者登録及びＩＣカードの取扱い	
2-1 電子入札システムが利用可能なＩＣカードの基準	1
2-2 利用者登録	2
2-3 特定ＪＶにおけるＩＣカードの取扱い	2
2-4 ＩＣカードの有効期限の対応	2
2-5 ＩＣカード不正使用の取扱い	2
3. 電子入札案件の登録等	
3-1 電子入札対象案件の明示	2
3-2 受付期間等の設定	3
3-3 登録事項の錯誤	3
4. 入札参加者の関係書類の提出	
4-1 添付書類の取扱い	3
4-2 紙媒体で添付書類の提出を認める取扱い	3
4-3 ウィルス感染ファイルの取扱い	3
4-4 特定ＪＶにおける関係書類の取扱い	3
5. 入札書等の取扱い	
5-1 入札書の受付	4
5-2 入札書提出時の留意点	4
6. 電子入札案件に紙入札での参加を認める基準	
6-1 紙入札での参加を認める取扱い	4
6-2 紙入札での参加否認について	5
6-3 紙入札への移行承認申請期限	5
6-4 紙入札の可能な期間	5
6-5 紙入札による提出期限	5
6-6 提出方法の例外	5
6-7 紙入札から電子入札への移行	6
6-8 紙入札の場合のくじ番号の取扱い	6
6-9 特定ＪＶにおける紙入札の取扱い	6
7. 入札の辞退等	
7-1 入札書提出前の辞退等	6
7-2 入札書の撤回等	6
8. 開札	
8-1 開札方法	6

8-2	開札時の立ち会い	7
8-3	くじになった場合の取扱い	7
8-4	開札の遅延	7
8-5	開札の延期	7
8-6	開札の中止	7
8-7	再度入札	7
9.	最低制限価格	7
10.	システム上の障害等の取扱い	
10-1	入札参加者側のシステム障害時	8
10-2	長崎市側のシステム障害時	8
11.	その他	
11-1	電子入札における日付・時刻の基準	8
11-2	電子入札システム等の運用時間	8
11-3	電子入札ヘルプデスクの運用時間	8
11-4	電子入札における帳票等	8
11-5	入札関連情報の公表	8
11-6	読み替え	9
様式第1号	紙媒体提出届	10
様式第2号	紙入札への移行承認申請書	11
様式第3号	紙入札への移行承認通知書	12
様式第4号	紙入札への移行否認通知書	13
様式第5号	申立書	14

1. 総則

1-1 趣旨

この電子入札運用基準は、長崎市と入札参加者がコンピューターとネットワーク（インターネット）を利用して処理するシステム（以下「電子入札システム」という。）で行う入札及び随意契約手続（以下「電子入札」という。）について、円滑かつ適切に運用できるよう取扱いを定めるものである。

なお、この運用基準に定めるもののほか、必要な事項は、長崎市が別に定めるものとする。

1-2 用語の定義

(1) 紙入札

電子入札において、紙媒体において行う入札

(2) 電子証明書

電子署名及び認証業務に関する法律（平成 12 年法律第 102 号）に基づき、主務大臣の認定を受けた特定認証業務を行う者（以下「電子認証局」という。）が発行する証明書

(3) ICカード

電子認証局が発行した電子証明書が格納されているカードで、紙媒体の書類に押印する入札参加資格申請に係る使用印鑑届の印鑑に相当するもの

(4) 代表者

入札参加資格のある事業者の代表者

(5) 受任者

代表者から入札・見積権限及び契約権限について、委任状（入札参加資格申請に伴うもの）により委任を受けた者

(6) 特定JV

特定建設工事共同企業体又は特定設計業務共同企業体

(7) 入札情報サービスシステム（PPI）

入札に関連する情報を、インターネットを介して公表するシステム

(8) 電子くじ

入札参加者の入札書を電子入札システムが受信した時刻のミリ秒（1 ミリ秒は 1000 分の 1 秒）により決定した電子くじ番号を用いた演算式により、電子入札システムを利用して落札者を決定する仕組み

(9) 開庁日

長崎市の休日を定める条例（平成 5 年条例第 35 号）に規定する休日を除いた日

1-3 対象入札案件

本運用基準を適用する入札方式は、建設工事、建設工事に係る業務委託及び物品製造等（物品調達、賃貸借、製造の請負及び業務委託（建設工事に係るものを除く。））において、一般競争入札方式、指名競争入札方式及び随意契約方式によるもののうち、長崎市が電子入札で行う旨を指定した案件（以下「電子入札案件」という。）とする。

1-4 電子入札実施の考え方

電子入札案件は、原則として電子入札システムで入札を実施するものとする。

2. 入札参加者の利用者登録及びICカードの取扱い

2-1 電子入札システムが利用可能なＩＣカードの基準

(1) 入札参加者が電子入札に使用するＩＣカードは、次のアからウまでの要件を全て満たしたものでなければならない。

ア 電子入札コアシステム（電子入札コアシステム開発コンソーシアムにおいて開発した電子入札システムをいう。）で使用できるものであること。

イ 「長崎市建設工事等入札参加有資格業者名簿」又は「長崎市物品等競争入札参加有資格者名簿」（以下「有資格者名簿」という。）に登載された者のうち、長崎市と契約を締結する権限を有する代表者又は受任者（以下「代表者等」という。）のＩＣカードであること。なお、電子入札において、復代理は認めない。

ウ 落札決定日までににおいて有効なＩＣカードであること。

(2) 入札手続き中であっても、ＩＣカードの失効、閉塞（ＰＩＮ番号の連続した入力ミス。以下同じ。）、破損等した時点以降、当該ＩＣカードによる入札参加は認めない。ただし、閉塞等の場合にあっては、同一名義の他の有効なＩＣカードを使用することにより引き続き当該電子入札を行うことができる。

2-2 利用者登録

入札参加者は、2-1(1)に規定するＩＣカードについて、電子入札システムに参加するために必要な入札参加者の情報（以下「利用者情報」という。）の登録（以下「利用者登録」という。）を行わなければならない。また、電子入札システムの利用者登録を行った者は、代表者等の変更等、ＩＣカードに格納されている情報の変更が必要な事由が発生した場合は、速やかにＩＣカードを再取得し、発行後改めて利用者登録を行わなければならない。

2-3 特定ＪＶにおけるＩＣカードの取扱い

特定ＪＶにおける電子入札システムが利用可能なＩＣカードは、特定ＪＶの代表構成員の代表者等のＩＣカードで、利用者登録を行ったものであることとする。

2-4 ＩＣカードの有効期限の対応

入札参加者は、現在使用しているＩＣカードの有効期限が満了（失効）しようとするときは、有効期限内に新しいＩＣカードを再取得し、電子入札システムによる利用者登録の更新を行うものとする。

2-5 ＩＣカード不正使用の取扱い

入札参加者がＩＣカードを不正に使用した場合には、長崎市が別に定めるところにより、入札参加資格の取消又は指名停止措置を講じることができるものとする。

また、不正に使用した者が当該入札案件の落札者である場合は、契約締結前であれば、契約締結を行わないことができるものとし、契約締結後に不正使用が判明した場合には、契約を解除することができるものとする。

不正使用に該当する例としては、次のような場合が挙げられる。

番号	例
1	ＩＣカードの再取得が必要になったにも関わらず、従前のＩＣカードを使用した場合
2	他人のＩＣカードを不正に使用し、名義人になりすまして入札に参加した場合
3	同一案件に対し、同一業者が複数のＩＣカードを使用して入札に参加した場合

3. 電子入札案件の登録等

3-1 電子入札対象案件の明示

電子入札対象案件の入札公告等を作成する際には、電子入札の対象案件である旨を明示するものとする。

3-2 受付期間等の設定

電子入札案件における期間・日時の設定は、案件ごとに入札公告等に明示するものとする。

3-3 登録事項の錯誤

入札公告等済みの案件に錯誤があった場合には、登録内容を変更する場合はその旨を、当該案件を中止する場合には中止する旨を、ホームページ、電子入札システム、電子メール、電話、FAX等のいずれかの方法により入札参加者等へ連絡するものとする。

4. 入札参加者の関係書類の提出

4-1 添付書類の取扱い

入札手続において必要な添付書類は、必ずウィルスチェックソフトの定義ファイルを最新の状態にした上でウィルスチェックを行い、ウィルスの感染がないことを確認した上で、長崎市が入札公告等により指定した形式により提出するものとする。

なお、指定した形式が電子入札システムを利用した電子ファイルによる場合は、当該ファイルの保存時に損なわれる機能は作成時に使用しないものとし、その作成に使用するアプリケーションソフト及び保存するファイルの形式は、別に長崎市が指定するものとする。

4-2 紙媒体で添付書類の提出を認める取扱い

電子入札システムを利用した電子ファイルにより提出を求めた添付書類で、次の要件(1)から(3)までに該当するものは、その全部又は一部を紙媒体で提出できるものとする。ただし、工事（業務）費内訳書については、6-1に規定する紙入札への移行承認申請書（様式第2号）を提出し、承認を受けた場合を除き、紙媒体による提出は認めないものとする。

なお、次の要件（2）以外の場合は、事前に長崎市の承認を得て、「媒体提出届」（様式第1号）を添付し、電子入札システムによる関係書類の提出期限までに提出するものとする。

- (1) 電子ファイルの容量が3メガバイトを超える場合
- (2) 長崎市が紙媒体による提出を指示した場合
- (3) 電子入札システムによる提出が適さないと認められる場合

4-3 ウィルス感染ファイルの取扱い

入札参加者から提出された電子ファイルへのウィルス感染が判明した場合には、当該書類は提出されなかったものとみなす。

4-4 特定JVにおける関係書類の取扱い

特定JVにおける関係書類の取扱いは、4-1から4-3までの規定に準じるものとする。ただし、長崎市が別に指定する様式により特定JVの代表構成員の代表者等が入札・見積に関する権限を有する旨が記載された特定建設工事共同企業体協定書（写し）又は特定設計業務共同企業体協定書（写し）及び代表者への委任状（原本）を、紙媒体により公告に掲げる入札参加申請締切日時までに契約検査課窓口へ提出（開庁時間内に限る。）するものとする。

5. 入札書等の取扱い

5-1 入札書の受付

入札書は、入札金額、業者名、物件工事名が明記されたものを有効なものとして取り扱うものとする。なお、入札公告等に工事（業務）費内訳書が必要と記載されている場合には、併せて工事（業務）費内訳書が添付されたものを有効な入札書として取り扱うものとする。

5-2 入札書提出時の留意点

入札参加者は、次の事項に留意して適正な入札書等を提出しなければならない。

- (1) 入札書入力とは正確に行い、入札書提出内容確認画面において入力内容の確認を行ってから入札書を提出すること。
- (2) 入札書受付締切日時までに入札書の提出を完了すること。
- (3) 入札書が正常に送信されたことを、入札書受信確認通知書により必ず確認すること。なお、入札書受信確認通知書は、印刷して保管すること。

6. 電子入札案件に紙入札での参加を認める基準

6-1 紙入札での参加を認める取扱い

入札参加者が次の各号のいずれかの要件を満たす場合、長崎市は紙入札での参加を認めるものとする。

- (1) ICカードの利用者登録を既に行っている場合で、ICカードの再取得が必要な情報の変更について、本市の有資格者名簿の変更届が入札公告に掲げる入札参加申請期限（電子入札システムにより既に参加申請済みの者が、入札書の提出をしようとする場合は、入札書提出期限）の前開庁日までに受理されており、かつ、ICカード情報の変更の事由が発生した日から1か月以内に参加申請書又は入札書を提出する場合
- (2) 次のアからウまでに該当する場合において、「紙入札への移行承認申請書（様式第2号）」を契約検査課窓口を持参により提出し、「紙入札への移行承認通知書（様式第3号）」により承認を得た場合
 - ア ICカードの取得申請中であって、これまでに利用者登録を行ったことがないとき。
 - イ ICカードの利用者登録を既に行っている場合で、本市の有資格者名簿の変更届が入札公告に掲げる入札参加申請期限（電子入札システムにより既に参加申請済みの者が、入札書の提出をしようとする場合は、入札書提出期限）の前開庁日までに受理されており、かつ、ICカード情報の変更に係る登記完了日（登記が必要ない事項についてはその事実が発生した日をいう。以下同じ。）から1か月以内（(1)の期間を除く。）である場合において、ICカードの取得申請中であるとき。
 - ウ その他特別の事情があると認められるとき。

特別の事情があると認められるときの例としては、次のような場合が挙げられる。

番号	例
1	ICカードを閉塞、破損等により使用できなくなった場合であって、ICカードの取得の申請をしていることが確認できる場合
2	10-1又は10-2に規定するシステム障害により、電子入札システムを利用できない場合

6-2 紙入札での参加否認について

長崎市は、入札参加者が6-1(2)の要件を満たさない場合、紙入札による参加を否認し「紙入札への移行否認通知書（様式第4号）」により通知するものとする。

否認に該当する例としては、次のような場合が挙げられる。

番号	例
1	電子入札システムの利用に用いるパソコン等の電子機器の不具合により電子入札システムを利用できない場合（長崎市側のシステム障害による場合を除く。）
2	利用者登録を既に行っている場合で、ＩＣカードの失効により、当該ＩＣカードが使用できなくなり、新たに取得申請中である場合
3	利用者登録を既に行っている場合で、ＩＣカード情報の変更に係る登記完了日から1か月を過ぎて、ＩＣカードの取得申請を行った場合

6-3 紙入札への移行承認申請期限

6-1(2)の規定により承認を得ようとする場合は、入札公告に掲げる入札参加申請期限（電子入札システムにより既に参加申請済みの者が、入札書の提出を紙入札へ移行して行うことについて承認を得ようとする場合は、入札書提出期限）の前開庁日の正午までに「紙入札への移行承認申請書（様式第2号）」に6-1(2)の要件に該当することを確認できる書類を付して契約検査課窓口を持参により提出（開庁時間内に限る。）するものとする。

6-4 紙入札の可能な期間

- (1) 6-1(1)の要件を満たす場合は、ＩＣカード情報の変更の事由が発生した日から1か月以内に公告が行われた案件について、紙入札を行うことができるものとする。
- (2) 6-1(2)アに該当し紙入札への移行承認を得た場合は、ＩＣカードの取得申請をした日から1か月以内に公告が行われた案件について、紙入札を行うことができるものとする。
- (3) 6-1(2)イに該当し紙入札への移行承認を得た場合は、ＩＣカード情報の変更に係る登記完了日から1か月以内に公告が行われた案件について、紙入札を行うことができるものとする。
- (4) 6-1(2)ウに該当し紙入札への移行承認を得た場合は、当該移行承認通知書に記載された日までに公告が行われた案件について、紙入札を行うことができるものとする。

6-5 紙入札による提出期限

- (1) 6-1(1)の要件を満たす場合又は6-1(2)の規定により承認を得た場合の参加申請書類は事前に連絡のうえ、長崎市が別に定める様式により入札公告に掲げる入札参加申請期限までに契約検査課窓口を持参により提出（開庁時間内に限る。）するものとする。
- (2) 入札書は事前に連絡のうえ、長崎市が別に定める様式により入札公告に掲げる入札書提出期限までに（工事（業務）名又は件名）及び開札日並びに業者名称及び代表者等名を表記した封筒に入れ封印したものを、6-1(2)の規定による承認を受けた場合は紙入札への移行承認通知書の写しを添えて、契約検査課窓口を持参により提出（開庁時間内に限る。）するものとする。

6-6 提出方法の例外

入札参加要件に地域要件を付さない場合で、有資格者名簿の地域区分が「市外」である者については、6-1の規定による書類の提出方法について、次の取り扱いを認めることとする。ただし、紙入札へ移行する旨を事前に連絡すること。

提出書類	取扱い
紙入札への移行承認	電子メール又はファックスによる提出を認める。

申請書	ただし、速やかに持参又は郵送により原本を提出すること。
参加申請書類	電子メール又はファックスによる提出を認める。 ただし、入札参加申請書については、速やかに持参又は郵送により原本を提出すること。
入札書	郵送を認める。 郵送方法は、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便のいずれかとし、日本郵便株式会社長崎中央郵便局留とする。 この場合において、入札書は、入札書提出期限までに日本郵便株式会社長崎中央郵便局に到着しなければならない。

6－7 紙入札から電子入札への移行

長崎市が紙入札での参加を認めた場合は、当該入札案件についてその後の電子入札への移行は認めないものとする。

6－8 紙入札の場合のくじ番号の取扱い

紙入札においては、長崎市が開札時に、当該紙媒体の入札書の内容を電子入札システムに記録し、電子入札システムが受信した時刻により決定したくじ番号を電子くじにて使用する。

6－9 特定JVにおける紙入札の取扱い

特定JVにおける紙入札の取扱いは、6－1から6－8までの規定に準じるものとする。

7. 入札の辞退等

7－1 入札書提出前の辞退等

- (1) 長崎市は、入札書提出前までは、入札の辞退を認めることとし、入札参加者はその旨を届け出なければならない。
- (2) 入札参加者が、入札書提出前に入札を辞退する場合は、電子入札システムにて辞退届を提出するものとする。
- (3) 入札書提出締切日時において、入札書又は辞退届の提出がない場合は、入札参加者は辞退したとみなす。
- (4) 入札参加者は、民法（明治29年法律第89号）第95条に規定する錯誤により、入札書の提出を取り消す場合は、「申立書（様式第5号）」を提出しなければならない。

7－2 入札書の撤回等

入札者は、電子入札システムにより送信した入札書及び紙入札により本市に到達した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。

8. 開札

8－1 開札方法

開札は、事前に設定した開札予定日時に速やかに行うものとする。

なお、紙入札による入札参加者がいる場合は、入札執行者の開札宣言後に紙媒体の入札書を開札し、長崎市が入札金額を電子入札システムに登録するものとする。

8-2 開札時の立ち会い

- (1) 入札参加者で、開札の立ち会いを希望する者は、立ち会うことができる。
- (2) ICカード名義人が開札の立ち会いに関する権限を代理人に委任した場合、その代理人は、開札に立ち会うことができるものとする。

8-3 くじになった場合の取扱い

落札となるべき金額を入札した者が複数あった場合は、電子くじ（長崎市が別に定める「落札者となるべき同価の入札が2者以上ある場合のくじ番号による決定方法（自動決定方式）」）により落札者を決定するものとする。

8-4 開札の遅延

開札予定日時から落札者決定が著しく遅延する場合は、必要に応じて電子入札システムやその他適当な手段により状況の情報提供を行うものとする。

8-5 開札の延期

開札を延期する場合は、電子入札システムその他適当な手段により、当該案件の入札参加者（辞退者を除く。）全員に、開札を延期する旨と変更後の開札予定日時を通知するものとする。

8-6 開札の中止

開札を中止する場合は、電子入札システムその他適当な手段により、当該案件の入札参加者（辞退者を除く。）全員に、開札を中止する旨を通知するものとする。なお、提出された入札書は開封しないものとする。

8-7 再度入札

再度入札を行う場合は、電子入札システムその他適当な手段により、当該案件の入札参加者（再度入札へ参加が認められないものを除く。）に、再度入札を行う旨を通知するものとする。

9. 最低制限価格

最低制限価格（税抜き）は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める値の範囲内において、電子入札システムにより無作為に抽出される数値（(4)は固定値）を、予定価格（税抜き）に乗じて得た額とする。

この場合において、当該各号に定める値を予定価格に乗じて算出される額の範囲（以下「最低制限価格範囲」という。）のうち最も高い額から予定価格の範囲内に入札がなく、かつ、最低制限価格範囲に入札があったときは、当該最低制限価格範囲の算出に係る値の範囲については、当該各号に定める値のうち最も低い値から、当該最低制限価格範囲のうち最も高い入札額を予定価格に除して得た値までの範囲とする。

- (1) 建設工事 0.91～0.93
- (2) 建設工事に係る業務委託 0.82～0.84
- (3) (2)以外の業務委託のうち予定価格を事前公表するもの 0.85～0.87
- (4) (2)及び(3)以外の業務委託のうち最低制限価格を設定するもの 0.85

10. システム上の障害等の取扱い

10-1 入札参加者側のシステム障害時

天災、電力会社の原因による広域的・地域的な停電、通信事業者（プロバイダを含む。）の原因によるネットワーク障害、その他やむを得ない事情により複数の入札参加者が電子入札システムによる入開札に参加出来ないことが判明した場合は、その原因、復旧見込み等を調査検討して、入開札業務の延期、紙入札への移行等の措置を講じるものとする。

なお、入開札業務の延期、紙入札への移行などの措置を講じる場合は、必要な事項をホームページ、電子入札システム、電子メール、電話、FAX等のいずれかの方法により入札参加者等に連絡するものとする。

10-2 長崎市側のシステム障害時

長崎市の電子入札システム用サーバ、ネットワークなどに障害が発生し、入開札業務を行うことができない場合は、その原因、復旧見込み等を調査検討して、入開札業務の延期、紙入札への移行などの措置を講じるものとする。この場合、電子入札システム以外のいずれかの方法（電子メール、電話、FAX等）により入札参加者に必要な事項を連絡するものとする。

11. その他

11-1 電子入札における日付・時刻の基準

電子入札における日付・時刻は、電子入札システム上の日付・時刻を基準とする。

11-2 電子入札システム等の運用時間

電子入札システム及び入札情報サービスシステム（PPI）の運用時間は、次のとおりとする。

	電子入札システム	入札情報サービスシステム（PPI）
発注機関	5:00～24:00	同左 ※インターネットによる参照は入札参加者と同様
入札参加者	5:00～24:00	0:00～3:00 4:00～24:00

なお、各システムのメンテナンス等を行う場合は、随時、システムを停止することができる。この場合は、長崎市は事前にホームページにより公表するものとする。

11-3 電子入札ヘルプデスクの運用時間

電子入札ヘルプデスクの運用時間は、開庁日の9時から17時まで（12時から13時までを除く。）とする。

11-4 電子入札における帳票等

電子入札案件における帳票等の様式は、本運用基準に定めるもの及び電子入札システムの様式によるものとする。なお、電子入札案件に紙入札（見積を含む）で参加する場合は、別に定める様式によるものとする。

11-5 入札関連情報の公表

入札に関する情報は、長崎市が別に定めるところにより必要な事項を入札情報サービスシステム（PPI）に登録し、インターネットを介して公表するものとする。

1 1 - 6 読み替え

長崎市上下水道局より発注される案件の場合は、本運用基準中「長崎市」とあるのは「長崎市上下水道局」と読み替えるものとする。

附 則

この運用方針は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 24 年 3 月 1 日改正）

この運用方針は、平成 24 年 3 月 1 日から施行する。

附 則（平成 24 年 4 月 20 日改正）

この運用方針は、平成 24 年 4 月 20 日から施行する。

附 則（平成 24 年 9 月 18 日改正）

この運用方針は、平成 24 年 9 月 18 日から施行する。

附 則（平成 31 年 3 月 13 日改正）

この運用方針は、平成 31 年 3 月 13 日から施行する。

附 則（令和元年 7 月 18 日改正）

この運用方針は、令和元年 8 月 1 日から施行する。

附 則（令和元年 12 月 25 日改正）

この運用方針は、令和 2 年 1 月 6 日から施行する。

附 則（令和 2 年 1 月 23 日改正）

この運用方針は、令和 2 年 1 月 23 日から施行する。

附 則（令和 2 年 3 月 12 日改正）

この運用方針は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年 3 月 12 日改正）

この運用方針は、令和 2 年 6 月 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年 8 月 31 日改正）

この運用基準は、令和 2 年 8 月 31 日から施行する。

附 則（令和 5 年 12 月 27 日改正）

この運用基準は、令和 5 年 12 月 27 日から施行する。

附 則（令和 8 年 3 月 3 日改正）

この運用基準は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

様式第 1 号（４－２関係）

紙媒体提出届

年 月 日

長崎市長 様
（長崎市上下水道事業管理者 様）

（提出者）
住 所
商号又は名称
代 表 者 名

次の案件について、添付資料等を書面により提出します。

1 工事（業務）名
（件 名）

2 提出書類名及び提出日
(1) 提出書類名

(2) 提出日

様式第2号（6－1－(2)関係）

紙入札への移行承認申請書

年 月 日

長崎市長 様
（長崎市上下水道事業管理者 様）

（提出者）
住 所
商号又は名称
代 表 者 名

長崎市電子入札システムによる入札参加ができないため、 建設工事・建設コンサル・物品購入等 の
紙入札による入札参加を申請します。

1 電子入札システムによる入札参加ができない理由

2 事由が発生した日

年 月 日

3 登記完了日

年 月 日

4 ICカードの取得に係る電子認証局名及び申請日

年 月 日

5 添付資料の種類

※ ICカードの取得申請中であることが確認できる書類等の写しを添付してください。

紙入札への移行承認通知書

年 月 日

商号又は名称
代 表 者 様

長崎市長
(長崎市上下水道事業管理者)

申請があった 建設工事・建設コンサル・物品購入等 に係る紙入札による入札参加申請については、次の条件を付して紙入札による入札参加を承認します。

(遵守事項)

- 1 入札については、 年 月 日までに公告が行われる案件について認めるものとする。
- 2 入札参加申込書及び添付資料は、入札公告に記載された入札参加申込書等の提出期限までに、本通知書の写しを添えて契約検査課へ持参すること。
- 3 入札書及び工事（業務）費内訳書を、（工事（業務）名又は件名）及び開札日並びに入札者の企業名称及び代表者等名を表記した封筒に封入して、入札公告に掲げる入札書等の提出期限(再度入札の場合は再入札通知書の再入札締切日時)までに、本通知書の写しを添えて契約検査課へ持参すること。
- 4 市の職員が入札者に代わって、入札者から提出された入札書に記載された入札金額を電子入札システムに入力する。

(注)

- ※ 遵守事項2（入札参加申込書及び添付資料）については、有資格者名簿の地域区分が「市外」である者については、電子メール又はファックスによる提出を認める。ただし、速やかに持参又は郵送により原本を提出すること。
- ※ 遵守事項3（入札書及び工事（業務）費内訳書）については、有資格者名簿の地域区分が「市外」である者については、郵送による提出を認める。
- 郵送方法は、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便のいずれかとし、日本郵便株式会社長崎中央郵便局留とする。

様式第4号（6－2関係）

紙入札への移行否認通知書

年 月 日

商号又は名称
代 表 者 様

長崎市長
（長崎市上下水道事業管理者）

申請があった 建設工事・建設コンサル・物品購入等 に係る紙入札による入札参加申請については、承認しません。

理由

様式第 5 号（ 7－1 関係）

申立書

年 月 日

長崎市長 様
（長崎市上下水道事業管理者 様）

（提出者）
住 所
商号又は名称
代 表 者 名

次の案件について、民法（明治 29 年法律第 89 号）第 95 条の規定にする錯誤がありましたので、入札書の取消しを求めます。また、以後本案件の入札に参加できないことについて、いかなる異議申立ても行いません。

1 公告番号

2 工事（業務）名
（件 名）

3 開札日時 年 月 日 時 分

4 入札金額 (正) 円
(誤) 円

5 錯誤の理由